

日南町内に固定資産を所有している皆さまへお知らせ

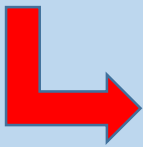
## 家はあなたの財産です

### 空き家になっても責任を持って大切に管理をしましょう

使われなくなった家屋は、劣化が進みやすくなります。換気や通水、点検などの定期的な管理をしましょう。管理しないでいると家が傷むだけでなく、通行人に怪我をさせたり、周囲に損害を与えたりするおそれがあります。

よくある相談や苦情

- 瓦やトタンなどが飛散して危ない。 ○家屋が傾いていて心配。
- ネズミや野生生物の住処になっている。 ○景観が損なわれる。
- 困ったことがあっても連絡先がわからない。



適切に管理をしましょう

例：掃除や換気、害虫駆除をする、建物の定期的な点検をする、  
ご近所に連絡先を伝えておく など

日南町では条例等を定めて、空き家対策に取り組んでいます。

例えば、賃貸や売買を希望される場合には「空き家情報活用制度（空き家バンク）」を、解体撤去される場合には「日南町老朽危険家屋等解体撤去補助金」、「日南町老朽家屋等解体撤去に係る固定資産税の減免措置」などの支援を行っています。

平成27年から「空家等対策の推進に関する特別措置法」が施行されました。

全国的に空き家等が増えていることから、所有者はもとより国や地方自治体も一緒に責任を持って対策に取り組むことが法律で定められました。

町では、法令に基づいて調査を実施したり、所有者や管理者の方へ通知を行ったりしています。特に適切な管理がなされない場合には、家屋等の解体撤去や立木竹の伐採などの助言または指導、勧告、命令をする場合があります。



裏面も  
ご覧ください

わからない事などあれば、日南町のホームページをご覧ください。か窓口までご連絡ください。

<http://www.town.nichinan.tottori.jp/p/1/15/7/9/2/>

問い合わせ先：日南町住民課（電話 0859-82-1112）

## 日南町空き家バンク制度

移住定住促進による地域の活性化を図るため、賃貸や売却が可能な空き家情報を募集しています。

※町は、情報の提供や必要に応じての連絡及び調整を行い、物件の賃貸や売却に関する交渉や契約には関与しません。

空き家やバンクへの登録と併せて、「住宅改修の補助（対象経費の2分の1、上限50万円）」、「家財道具等処分の補助（対象経費の2分の1、上限10万円）」「空き家物件修繕費の見積書の作成」も行っています。詳しい内容は、ホームページをご覧ください。

問い合わせ先：日南町企画課 電話 0859-82-1115

## 日南町老朽危険家屋等解体撤去補助金

「日南町空き家等の適正管理に関する条例」に基づき、町内の老朽危険家屋等の解体撤去を行われる方に、その経費の一部を補助し町の環境保全を推進しています。

### 1. 補助対象者

老朽危険家屋等の所有者や相続人代表、管理の委任を受けた方で、町税など債務の履行を怠っていない方

### 2. 補助対象の要件

- ①別に定める「日南町内における建築物の老朽度・危険度判定基準表」における評点の合計点数が150点以上であること
- ② 所有権以外の権利が設定されていないこと
- ③ 国、地方公共団体、独立行政法人等が所有権等を有していないこと
- ④ 公共事業等による移転、建替え等の補償の対象になっていないこと
- ⑤ 所有者等による建造物の建替えを目的にしていないこと

### 3. 補助対象経費

資格を有する町内業者による解体撤去等に要した経費（消費税を除く）

### 4. 補助金額

対象経費の5分の1（上限30万円）

問い合わせ先：日南町住民課 電話 0859-82-1112